

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務委託

プロポーザル募集要項

公益社団法人 奈良市観光協会

令和2年9月

目次

1. 事業目的	1
2. 委託業務概要	1
3. 委託事業者選定方式	1
4. スケジュール	1
5. 参加資格要件	1
6. 失格事項	2
7. 募集要項等配布	3
8. 現地見学	3
9. 質問受付	3
10. 質問に対する回答	3
11. 企画提案書等の提出	3
12. 審査委員会	5
13. 契約の締結	6
14. 留意事項	6
15. 担当者	7

1. 事業目的

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」においては、安全・安心のニーズの高まりやデジタルプロモーションの重要性が高まる等、ウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける観光のあり方、観光客の志向や求められるプロモーション手法に変化が現れることが予想される。

本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光案内所においてデジタルサイネージを活用し、非対面・非接触で観光情報を提供するとともに、市内の店舗情報や観光地の混雑状況、緊急時の災害情報など、デジタルサイネージを通じて提供することを目的とする。

2. 委託業務概要

(1) 業務の名称

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(4) 上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額10,000,000円

3. 委託事業者選定方式

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で書類選考、プレゼンテーション及び審査委員会からのヒアリング結果を踏まえ、奈良市観光協会長が決定する。

4. スケジュール

別紙1のとおり。

5. 参加資格要件

プロポーザル参加者（企画提案書提出者）は、デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務仕様書の内容を理解し、契約期間において、安全かつ円滑に事業を実施できるものとする。また、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

プロポーザルの参加は単独に限らず共同提案でも可とする。共同提案の場合は共同企業体（JV）を結成し、幹事者を定める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。共同提案の場合においても、各企業や団体等が、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、参加申込書提出期間後に幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない

者であること。

- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
 - (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記5「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を超える場合

- (3) 参加申込書提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

7. 募集要項等配布

令和2年9月14日（月）から令和2年9月30日（水）までの間に、奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）ホームページからダウンロードする。

8. 現地見学

設置予定の案内所について、現地見学を希望する場合は、次のとおり受付及び案内を行う。

(1) 申込方法

令和2年9月24日（木）の午後5時までに「観光案内所現地見学申込書」（様式第5号）を電子メールにより後記15「担当者」に送付すること。

(2) 日程連絡

申込書の受理後、現地見学の日程を連絡する。

9. 質問受付

提案書の作成に必要な質問がある場合は、令和2年9月14日（月）から令和2年9月24日（木）までの平日午前9時から午後5時までの間に、様式第4号（質問書）で電子メールにより後記15「担当者」に送付すること。なお、質問受付期間後の質問は受け付けない。

10. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年9月29日（火）午後5時までに電子メールで参加申込書提出者（共同提案については幹事者）に送信する。

11. 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、以下の書類を正本1部及び副本7部を提出すること。なお、参加申込書の提出により、前記5「参加資格要件」を満たすことを宣誓したものとみなす。

(1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～②）

正本1部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」③～⑦）

正本 1 部及び副本 7 部（計 8 部）。

No	区 分	様 式	記入に関する留意事項
①	参加申込書	第 1 号	提出年月日及び事業者の住所、称号（名称）、代表者名・担当者名を記載し押印する。
②	事業者概要書	第 2 号	資料提出日現在の実態について漏れのないよう記載する。共同企業体（JV）の場合は、共同企業体を構成する事業者毎に記載する。 以下の書類も添付すること ①法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後 3 か月以内のもの。複写物でも可。） ②印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの。） ③納税証明書（発行後 3 か月以内のもの。） ア．奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） 直近 2 年度分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明。複写物でも可。） イ．奈良市外の事業者 納税証明書（その 3 の 3）（税務署で証明。複写物でも可。） ※外出自粛要請等によって期限までに取得が困難な場合は、写しによる提出も認める。ただし、取得可能な状況になり次第、原本を提出すること。
③	類似業務受注実績書	第 3 号	本委託業務と同種又は類似業務の受注実績について記載する。記載内容が確認できる書面（契約書等の写し）も添付する。
④	業務実施体制表	任意様式	本委託業務を実施するにあたっての計画や各業務に従事する人員体制を記載する。
⑤	事業工程表	任意様式	本事業を実施するにあたっての工程表
⑥	見積書	任意様式	令和 2 年度の事業見積書と、翌年度以降のランニングコストを明示すること。
⑦	企画提案書	任意様式	本委託業務を実施するにあたって仕様書に基づき貴社が提案するシステムの概要や具体的な提案内容について記載すること。システムの機能要件のほかに、貴社において独自提案可能な内容があれば、それを提示すること。なお、以下の項目に留意して記載すること。 ・サイネージの外観やパース図 ・全体の画面構成やユーザー操作性 ・管理者機能

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理体制 ・ 運用コスト <p>※副本には、社名やロゴ等、提案事業者を特定できる情報は記入しないこと。</p>
--	--	--	--

(2) 提出先

後記15「担当者」まで

(3) 受付期間

i、参加申込書等 (①参加申込書、②事業者概要書)

令和2年9月30日(水)正午まで(必着)

ii、企画提案書等 (③類似業務受注実績書～⑦企画提案書)

令和2年10月5日(月)正午まで(必着)

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、参加申請書を提出した全ての事業者に通知する。

(6) 提出資料等作成上の基本事項

ア. 本プロポーザルは、委託業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないので注意すること。

イ. 仕様書の内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

ウ. 仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

12. 審査委員会

(1) 審査委員会開催日時・場所

日時：令和2年10月上旬～中旬頃予定

場所：奈良市観光センター〈NARANICLE（奈良市上三条町23-4）内〉多目的スペース

(2) 審査方法

ア. 企画提案書提出者が多数のときは、書類審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける提案者を選考する場合がある。

イ. プレゼンテーションは事業者の統括責任者が行うこと。

ウ. 審査は、書類審査、プレゼンテーション審査(約20分以内)、ヒアリング(約10分程度)により行う。なお、審査の開始時間等詳細については別途連絡する。

エ. 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1社を選定する。

オ. 審査内容及び結果についての異議は認めない。

(3) 審査内容

- ア. 審査は、企画提案書提出者が本業務をどう理解し、どのような方針で進めようとしているのか、企画提案書等により行う。審査委員会の求める基準に達しないときは、いずれの提案者も選定しない場合がある。
- イ. 審査委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - ①加重科目の合計得点が上位の者
 - ②評価項目に最低点数の評価がない者

1 3. 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ア. 交渉権第1位に選定された事業者と観光協会が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。この場合、交渉権第1位に選定された事業者は速やかに契約が締結できるよう手続きを進めなければならない。
- イ. 交渉権第1位に選定された事業者が本業務の委託契約締結までの間に、前記6「失格事項」のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、交渉権第1位に選定された事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- ウ. 交渉権第1位に選定された事業者との契約が成立しなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者に対し交渉権を与え、その者との契約が成立した場合は、当該事業者を受託者として決定し、契約締結を行うものとする。
- エ. なお、交渉権第1位に選定された事業者に帰する理由により契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当でないと観光協会が判断した場合または契約不成立により観光協会に著しい損害が生じる場合は、交渉権第1位に選定された事業者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提出された見積書（任意様式）の金額の範囲内とする。

1 4. 留意事項

- (1) 提出資料は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、観光協会の責において処分するものとする。また、観光協会はこれを本業務における審査以外では使用しない。なお、提出資料や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、奈良市情報公開条例（平成19年 奈良市条例第45号）により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明する内容については、実現可能性が低いものであってはならず、交渉権第1位に選定された事業者であっても、業務目的が達成できない、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、観光協会は一切責任を負わず、賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて企画提案書提出者の負担とする。

- (5) 契約を締結することとなった場合、提出資料に記載された統括責任者等は、特別の理由があると観光協会が認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (6) 当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなし、本業務の実施に当たって生じた著作権等（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）のすべての権利は観光協会に帰属する。

15. 担当者

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルクア奈良2階

公益社団法人 奈良市観光協会 中村

TEL 0742-30-0230 FAX 0742-30-0231

E-mail : kanri@narashikanko.or.jp